鳥　瞰　図

※＋αについては、技術基準の確保を目的とした権利設定の関係上、建築出来ない範囲が場所によって異なりますので、詳細範囲については別途確認が必要になります。

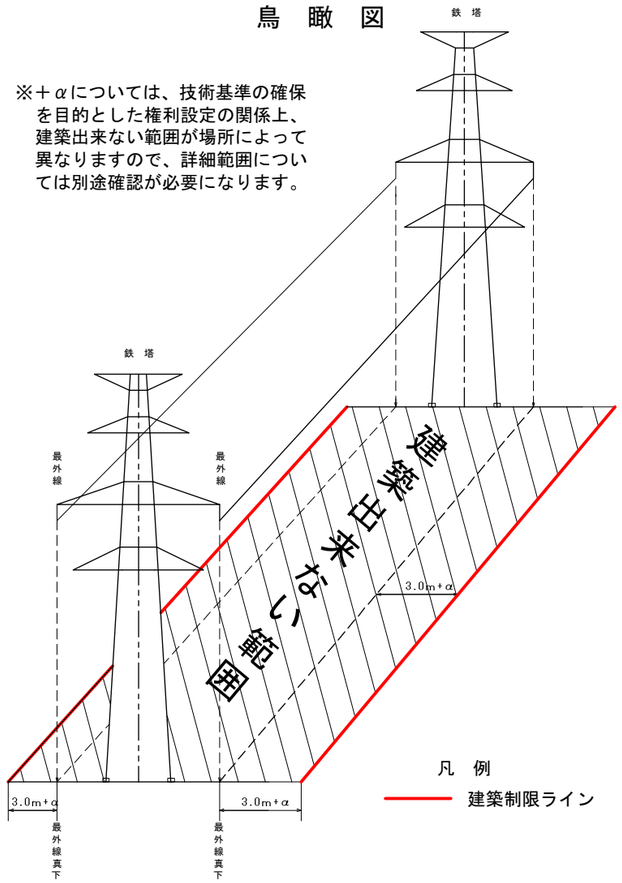

平　面　図

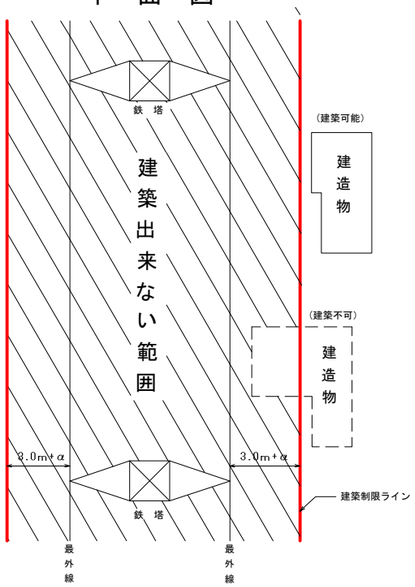

立　面　図

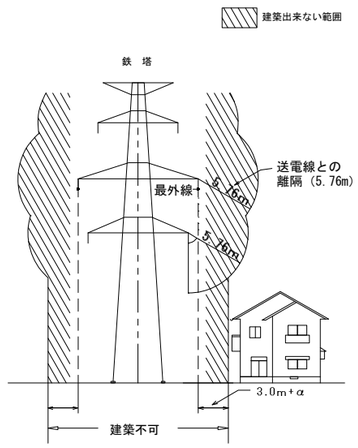

電気事業法に基づいて制定された「電気設備に関する技術基準」において、「建造物は送電線最外線から水平に３ｍ未満の範囲及び、電線との離隔（電線が風で振れた場合も考慮）が５．７６ｍ未満となる範囲には建築できない」とされています。

また、「建造物」とは、住居のほか事務所や作業場、休憩所などの「人が居住もしくは勤務し、または頻繁に出入りもしくは来集するもの」とされており、一時的に設置する仮設の建物や、建物本体と接続される車庫や倉庫なども建造物に含まれますので注意が必要です。

なお、建物本体と接続しない小規模な車庫、倉庫等については建築可能な場合がありますが、判断が難しいものもあるため、具体的な計画がございましたら、その都度確認させていただきますので、事前にご連絡を下さるようお願い申し上げます。

建築制限ライン測量

建築制限ラインは、土地所有者様のご了解のもと、ご要望に応じて当社負担で測量して現地に杭等により明示致します。

建築制限範囲図
275,000V

送電線に注意！

電気事故防止にご協力お願いいたします。
電線に接触しなくても、アークにより重大事故になります。

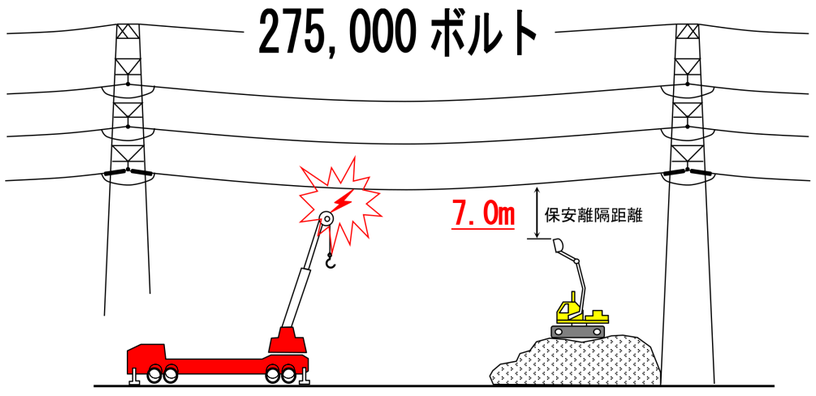

◆お願い◆

送電線近傍での重機使用による作業を計画する際は、当社へ連絡をお願いいたします。

◆作業前の確認◆

1. 作業区域 ―――― 区画ロープはあるか
2. ブームの角度制限 ―――― 制限高標示はあるか
3. ブームの長さ制限 ―――― 〃
4. 作業手順の見直し ―――― 手順通りであるか

送電線下の建築制限範囲内に施設可能な物件について

電圧２７５ｋＶの送電線下（水平距離３ｍ＋α範囲）に施設可能な物件は、青空駐車場や地下室のほか、概ね以下の通りとなります。

但し、規模等により施設できない場合がありますので、施設計画が決まりましたら事前に当社へご相談下さいますようお願い致します。

(1) 建物本体と接続しないことを前提に施設可能な物件
- ①物置小屋、納屋、家畜小屋、屋外便所
- ②ビニールハウス（営業用以外）
- ③車庫（２台程度以下のもの）
- ④倉庫（１週間に２回、１回あたり１時間程度の出入りを行うもの。但し、爆発性、引火性を有する危険物の製造、取扱及び貯蔵を目的とする場合は、事前に当社へご相談願います）

(2) 建物の外壁面から張出した簡易な構造の物件（下図）

［概略図］

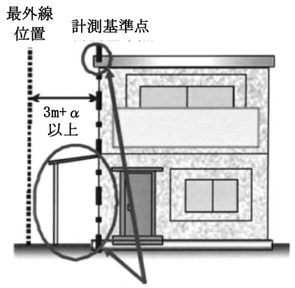

外壁面から張出した簡易な構造の物件

［具体例］

注：本資料は電源開発送変電ネットワーク株式会社出典による。